

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
宗谷	稚 海区第1号	稚内漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	稚内市地先	別添漁場図のとおり	稚内市 (大字宗谷村及び宗谷岬を除く)	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	稚 海区第2号	稚内漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	稚内市地先		稚内市 (大字宗谷村及び宗谷岬を除く)		
	稚 海区第3号	宗谷漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	稚内市地先		稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	猿 海区第1号	猿払村漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	宗谷郡猿払村地先		猿払村		
	猿 海区第2号	猿払村漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	宗谷郡猿払村地先		猿払村		
	浜頓海区第1号	頓別漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	枝幸郡浜頓別町地先		浜頓別町		
	枝 海区第1号	枝幸漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	枝幸郡枝幸町地先		枝幸町		
	枝 海区第2号	枝幸漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	枝幸郡枝幸町地先		枝幸町		
	枝 海区第3号	枝幸漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	枝幸郡枝幸町地先		枝幸町		

第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
宗谷	利 海区第1号	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	利尻郡利尻町地先	別添漁場図のとおり	利尻町仙法志	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	旧 仙法志漁協
	利 海区第2号	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	利尻郡利尻町地先		利尻町仙法志		旧 仙法志漁協
	利 海区第3号	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	利尻郡利尻町地先		利尻町沓形		旧 沓形漁協
	利 海区第4号	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	利尻郡利尻町地先		利尻町沓形		旧 沓形漁協
	利富海区第1号	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	利尻郡利尻富士町地先		利尻富士町鴛泊		旧 鴛泊漁協
	利富海区第2号	利尻漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	利尻郡利尻富士町地先		利尻富士町鬼脇		旧 鬼脇漁協
	礼 海区第1号	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字香深村		
	礼 海区第2号	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字香深村		
	礼 海区第3号	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字香深村		
	礼 海区第4号	香深漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字香深村		
	礼 海区第5号	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字船泊村		
	礼 海区第6号	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字船泊村		
	礼 海区第7号	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字船泊村		
	礼 海区第8号	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先		礼文町大字船泊村		
礼 海区第9号	船泊漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	礼文郡礼文町地先	礼文町大字船泊村				

区画漁業権免許漁場図

稚海区第1号

漁場の位置

稚内市地先

漁場の区域

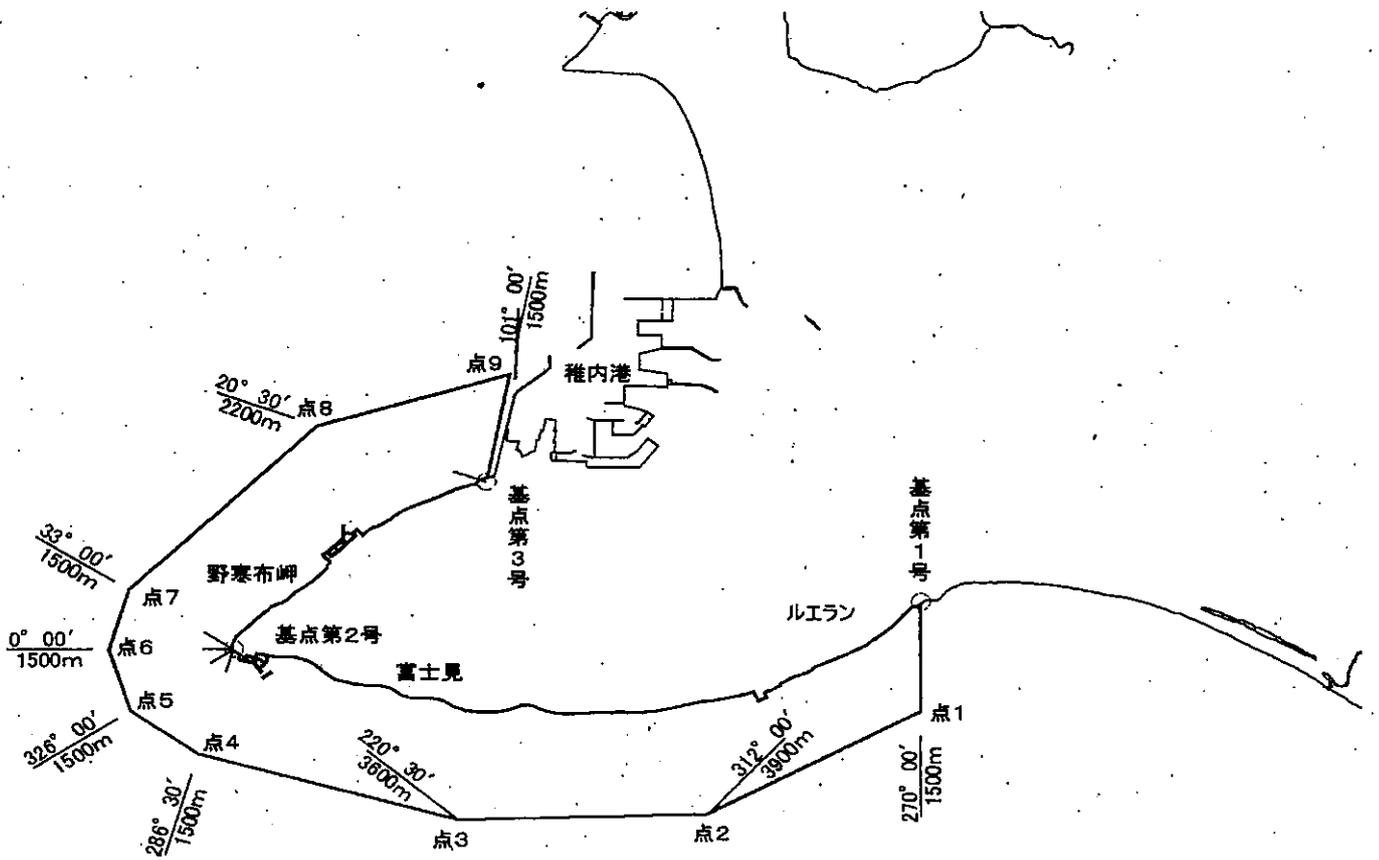
次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 坂ノ下から270度00分 800メートルの点

基点第2号 稚内灯台
(北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒)

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 15(北海道水産林務部三角点 水D10～)から
162度14分00秒 190メートルの点

点1	基点第1号から	270度 00分	1, 500メートルの点
点2	基点第1号から	312度 00分	3, 900メートルの点
点3	基点第2号から	220度 30分	3, 600メートルの点
点4	基点第2号から	286度 30分	1, 500メートルの点
点5	基点第2号から	326度 00分	1, 500メートルの点
点6	基点第2号から	0度 00分	1, 500メートルの点
点7	基点第2号から	33度 00分	1, 500メートルの点
点8	基点第3号から	20度 30分	2, 200メートルの点
点9	基点第3号から	101度 00分	1, 500メートルの点



区画漁業権免許漁場図

稚海区第2号

漁場の位置

稚内市地先

漁場の区域

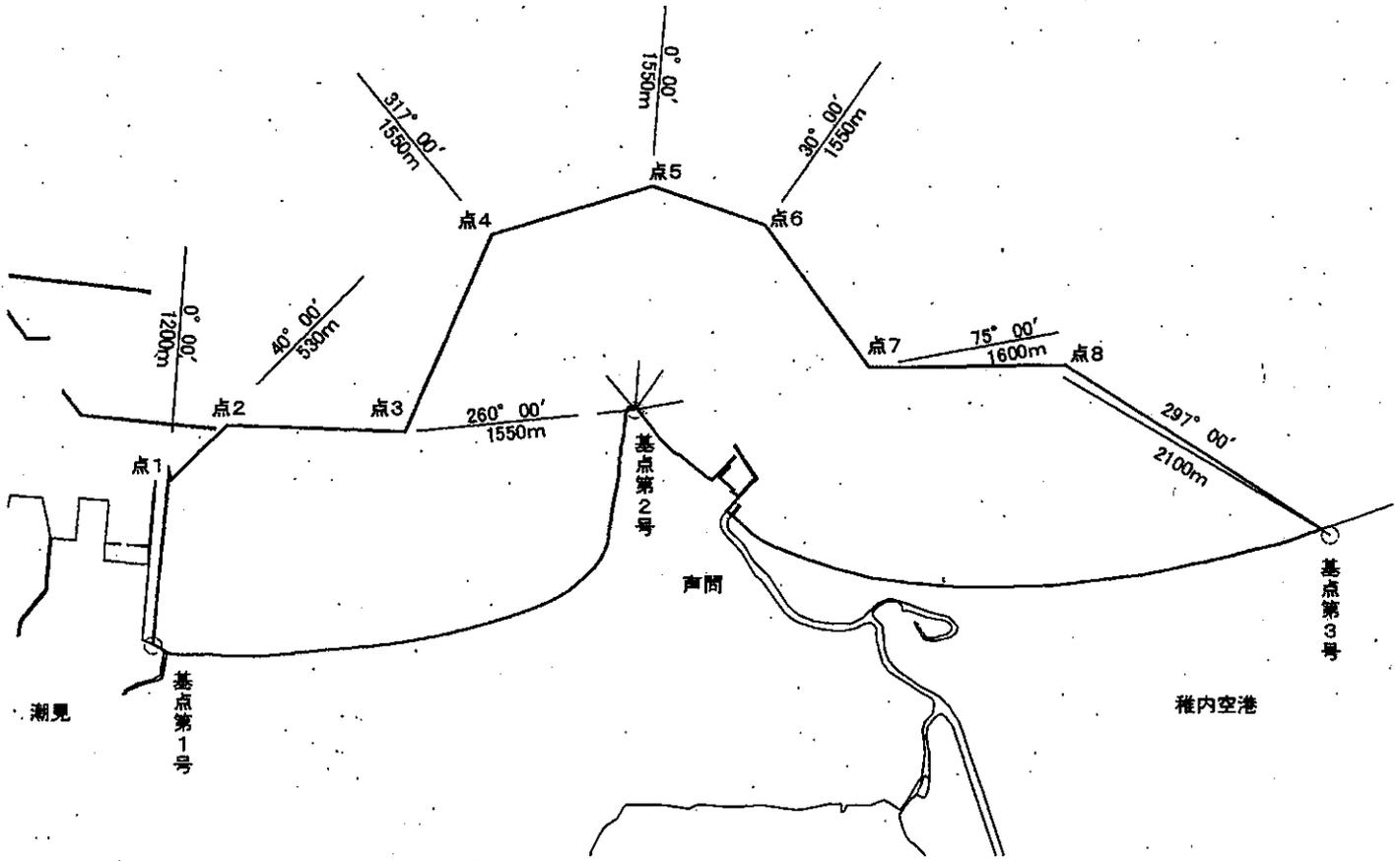
次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第3号の各点をそれぞれ結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 稚内港北防波堤灯台
(北緯 45度24分54. 21秒 東経141度41分46. 96秒)
から157度31分20秒 2, 240. 32メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(国土地理院三角点 声間～)

基点第3号 国土地理院三角点 声間東端から330度11分54. 47秒 176. 26メートルの点

点1	基点第1号から	0度 00分	1, 200メートルの点
点2	点1から	40度 00分	530メートルの点
点3	基点第2号から	260度 00分	1, 550メートルの点
点4	基点第2号から	317度 00分	1, 550メートルの点
点5	基点第2号から	0度 00分	1, 550メートルの点
点6	基点第2号から	30度 00分	1, 550メートルの点
点7	基点第2号から	75度 00分	1, 600メートルの点
点8	基点第3号から	297度 00分	2, 100メートルの点



区画漁業権免許漁場図

稚海区第3号

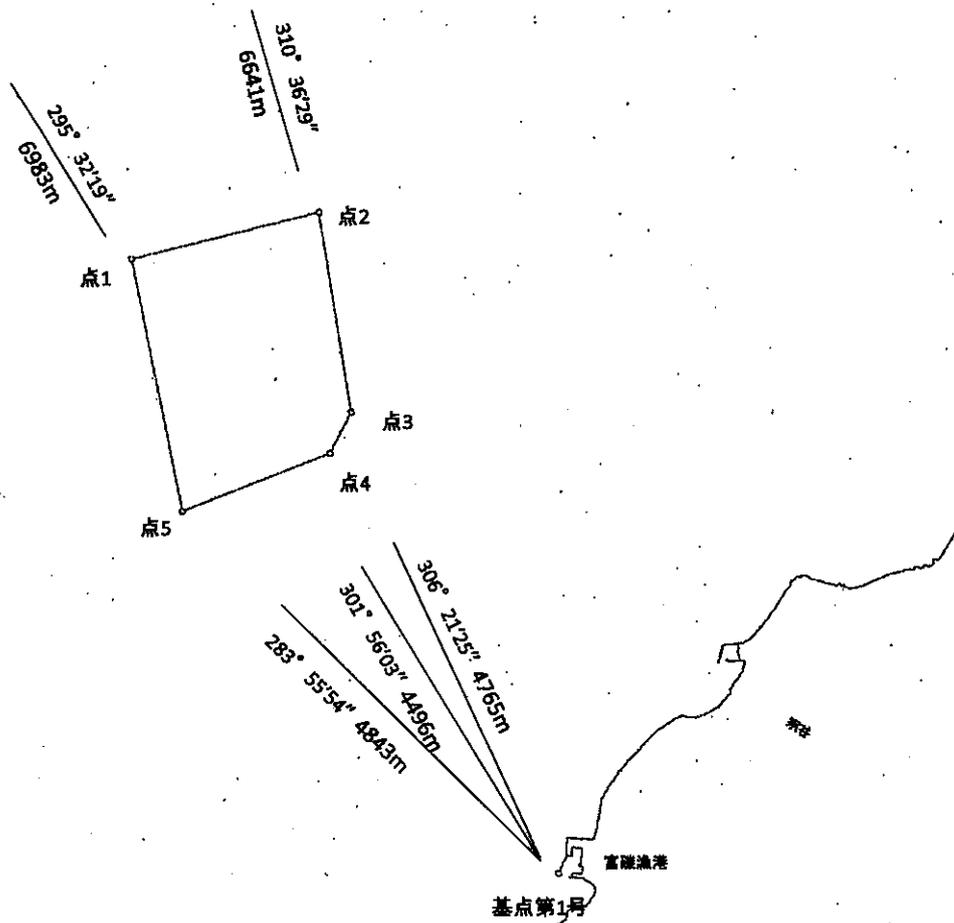
漁場の位置

稚内市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	富磯漁港西防波堤灯台 (北緯 45度27分43.7秒 東経 141度52分25.2秒)
点1	基点第1号から 295度32分19秒 6,983メートルの点
点2	基点第1号から 310度36分29秒 6,641メートルの点
点3	基点第1号から 306度21分25秒 4,765メートルの点
点4	基点第1号から 301度56分03秒 4,496メートルの点
点5	基点第1号から 283度55分54秒 4,843メートルの点



区画漁業権免許漁場図

猿海区第1号

漁場の位置

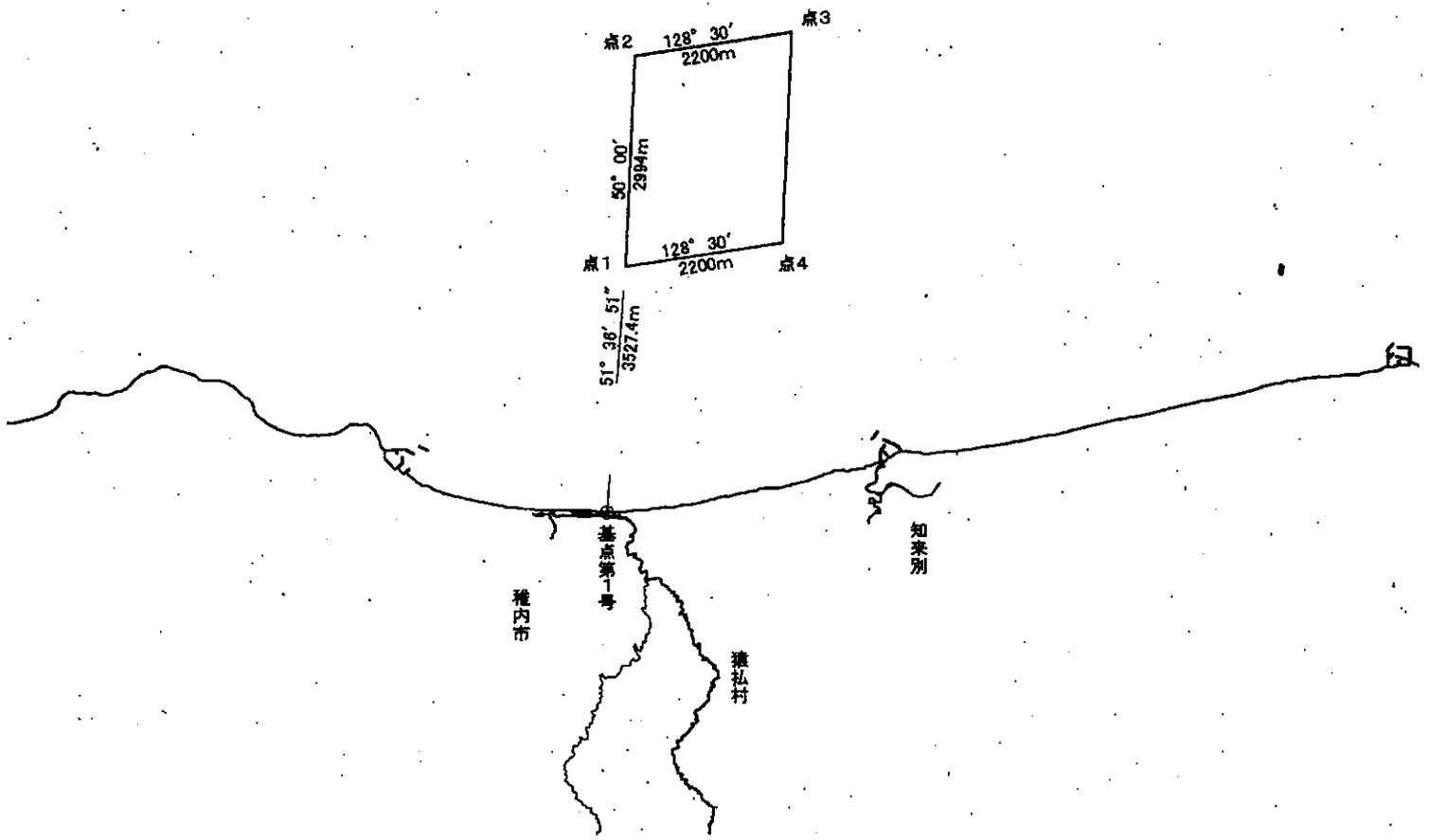
宗谷郡猿払村地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1	基点第1号から	51度36分51秒	3,527.40メートルの点
点2	点1から	50度00分	2,994メートルの点
点3	点2から	128度30分	2,200メートルの点
点4	点1から	128度30分	2,200メートルの点



区画漁業権免許漁場図

猿海区第2号

漁場の位置

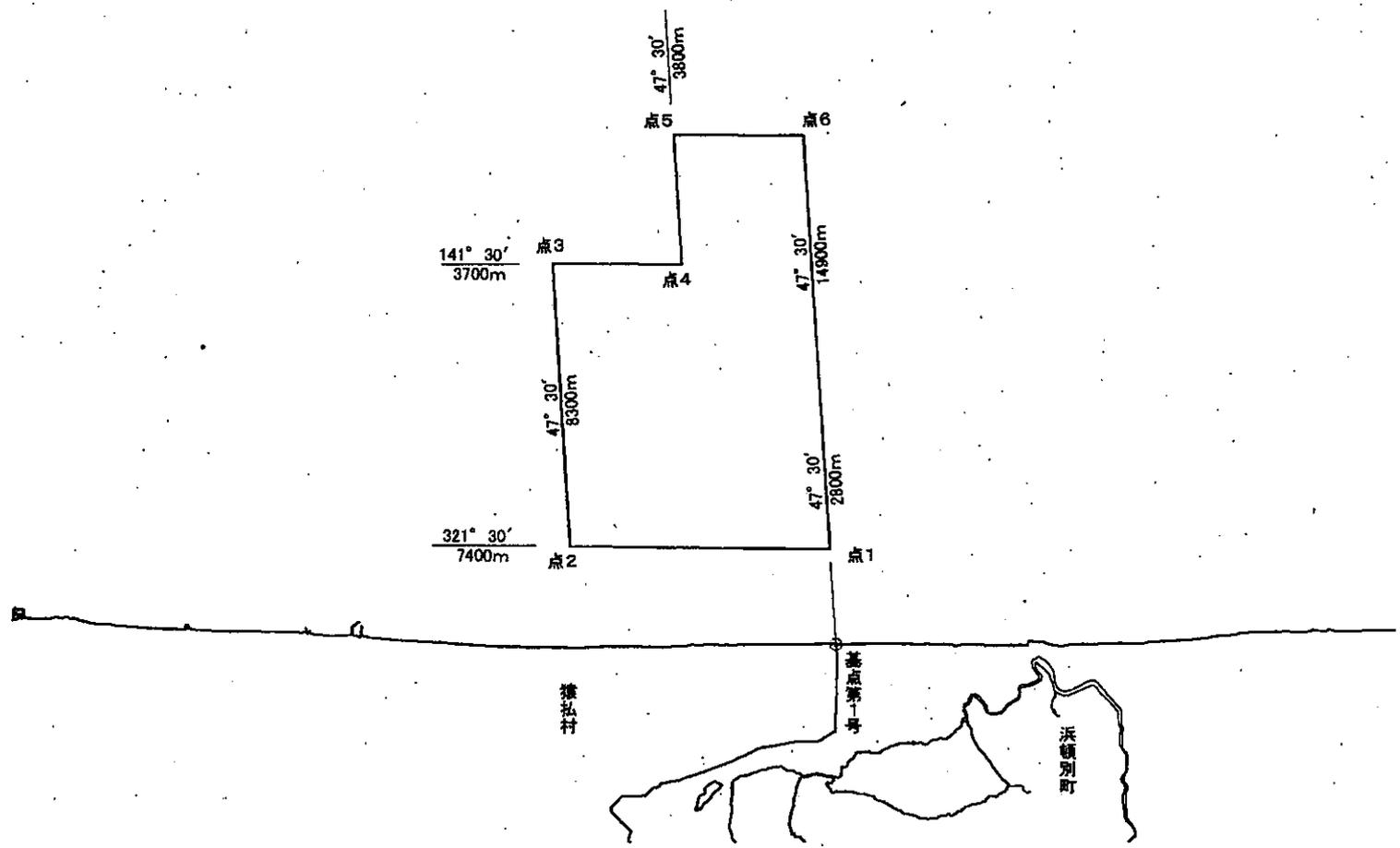
宗谷郡猿払村地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1	基点第1号から	47度 30分	2,800メートルの点
点2	点1から	321度 30分	7,400メートルの点
点3	点2から	47度 30分	8,300メートルの点
点4	点3から	141度 30分	3,700メートルの点
点5	点4から	47度 30分	3,800メートルの点
点6	基点第1号から	47度 30分	14,900メートルの点



区画漁業権免許漁場図

浜頓海区第1号

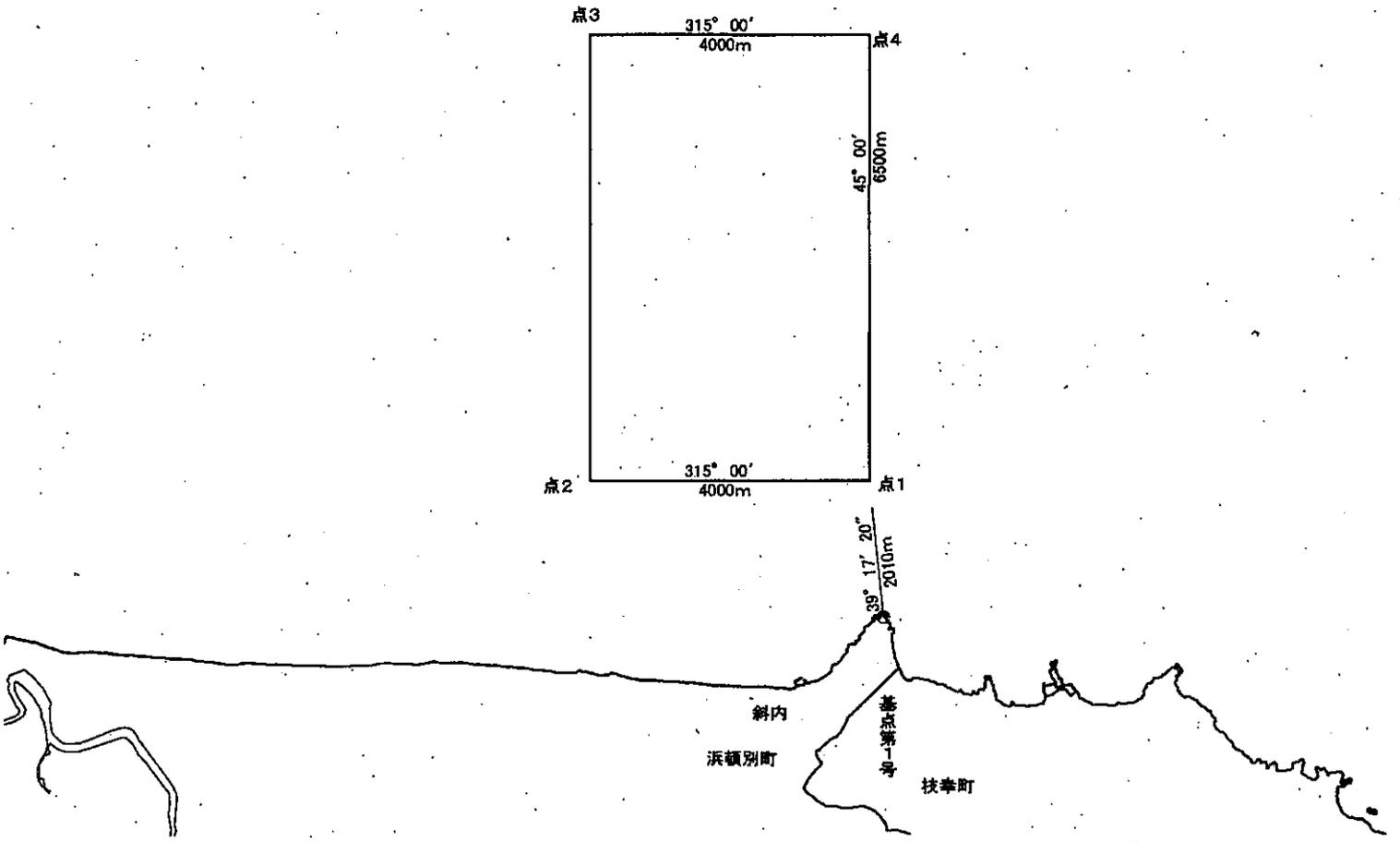
漁場の位置

枝幸郡浜頓別町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号	浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点		
点1	基点第1号から	39度17分20秒	2,010メートルの点
点2	点1から	315度00分	4,000メートルの点
点3	点4から	315度00分	4,000メートルの点
点4	点1から	45度00分	6,500メートルの点



区画漁業権免許漁場図

枝海区第1号

漁場の位置

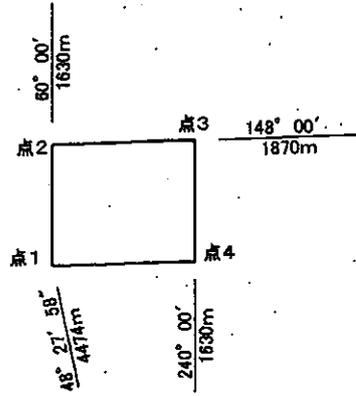
枝幸郡枝幸町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院図等三角点 臼太郎

点1	基点第1号から	48度27分58秒	4,474メートルの点
点2	点1から	60度00分	1,630メートルの点
点3	点2から	148度00分	1,870メートルの点
点4	点3から	240度00分	1,630メートルの点



区画漁業権免許漁場図

枝海区第2号

漁場の位置

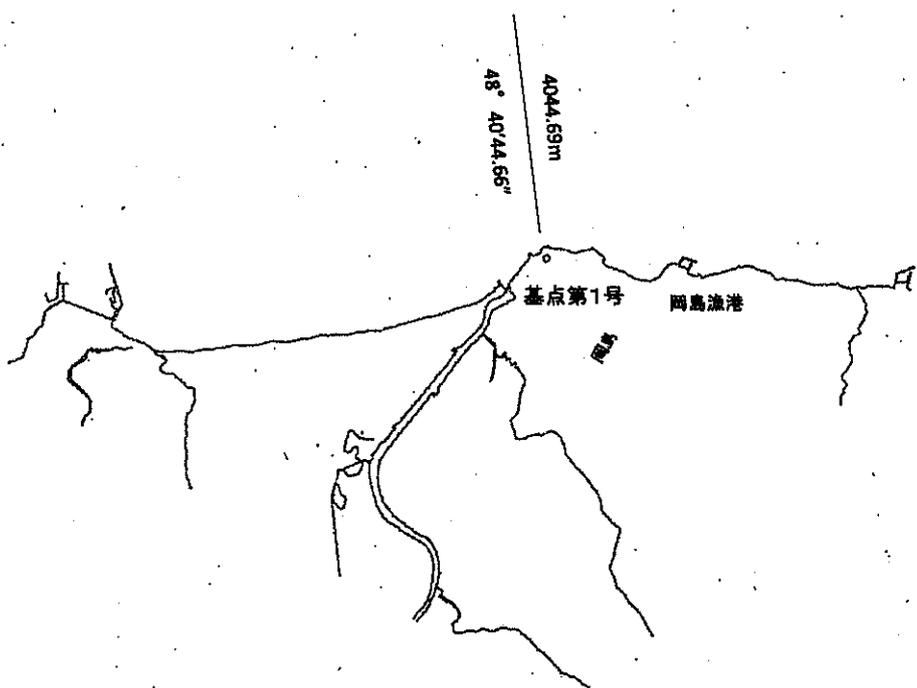
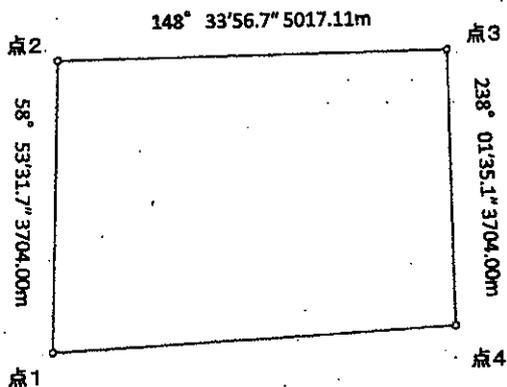
枝幸郡枝幸町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 幌別

点1	基点第1号から	48度40分44.66秒	4,044.69メートルの点
点2	点1から	58度53分31.7秒	3,704.00メートルの点
点3	点2から	148度33分56.7秒	5,017.11メートルの点
点4	点3から	238度 1分35.1秒	3,704.00メートルの点



区画漁業権免許漁場図

枝海区第3号

漁場の位置

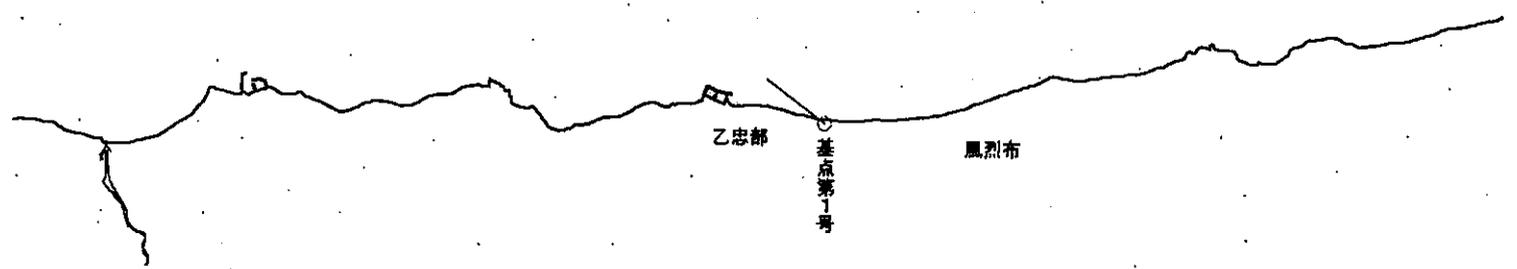
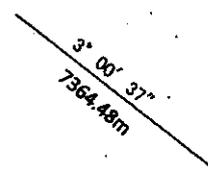
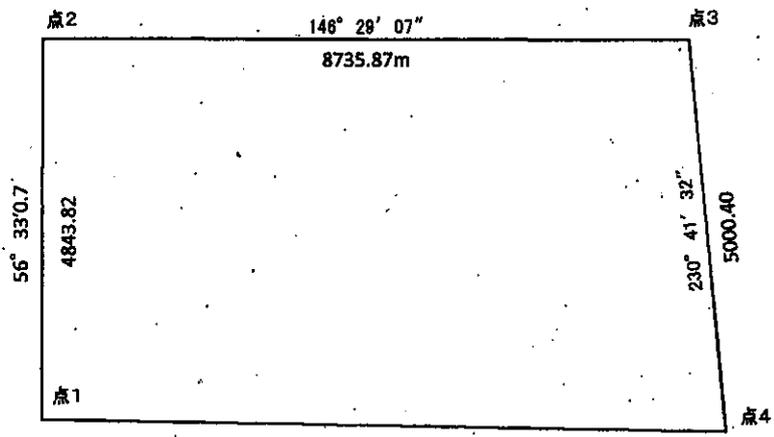
枝幸郡枝幸町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 辺世床

点1	基点第1号から	3度00分37.0秒	7,364.48メートルの点
点2	点1から	56度33分0.7秒	4,843.82メートルの点
点3	点2から	146度29分7.0秒	8,735.87メートルの点
点4	点3から	230度41分32.0秒	5,000.40メートルの点



区画漁業権免許漁場図

利富海区第1号

漁場の位置

利尻郡利尻富士町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

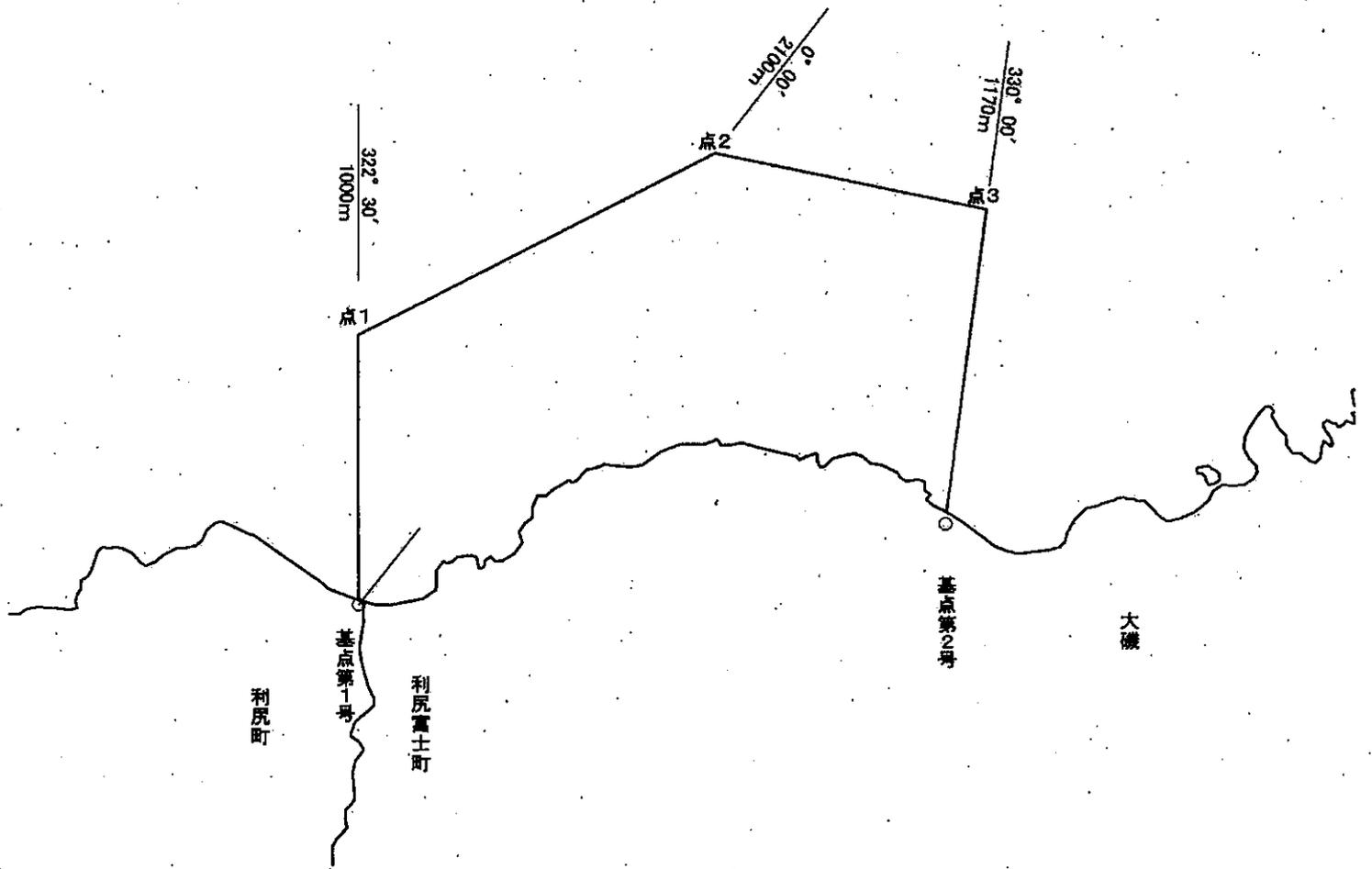
基点第1号 利尻町沓形と利尻富士町鷺泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 国土地理院三角点 於頓泊から245度00分 1,070メートルの点

点1 基点第1号から 322度 30分 1,000メートルの点

点2 基点第1号から 0度 00分 2,100メートルの点

点3 基点第2号から 330度 00分 1,170メートルの点



区画漁業権免許漁場図

利富海区第2号

漁場の位置

利尻郡利尻富士町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 石崎灯台
(北緯 45度09分01.26秒 東経 141度19分43.10秒)
から219度30分 2,533.71メートルの点

基点第2号 北海道三角点 I19

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道三角点 I19～)

基点第4号 利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 130度 00分 1,200メートルの点

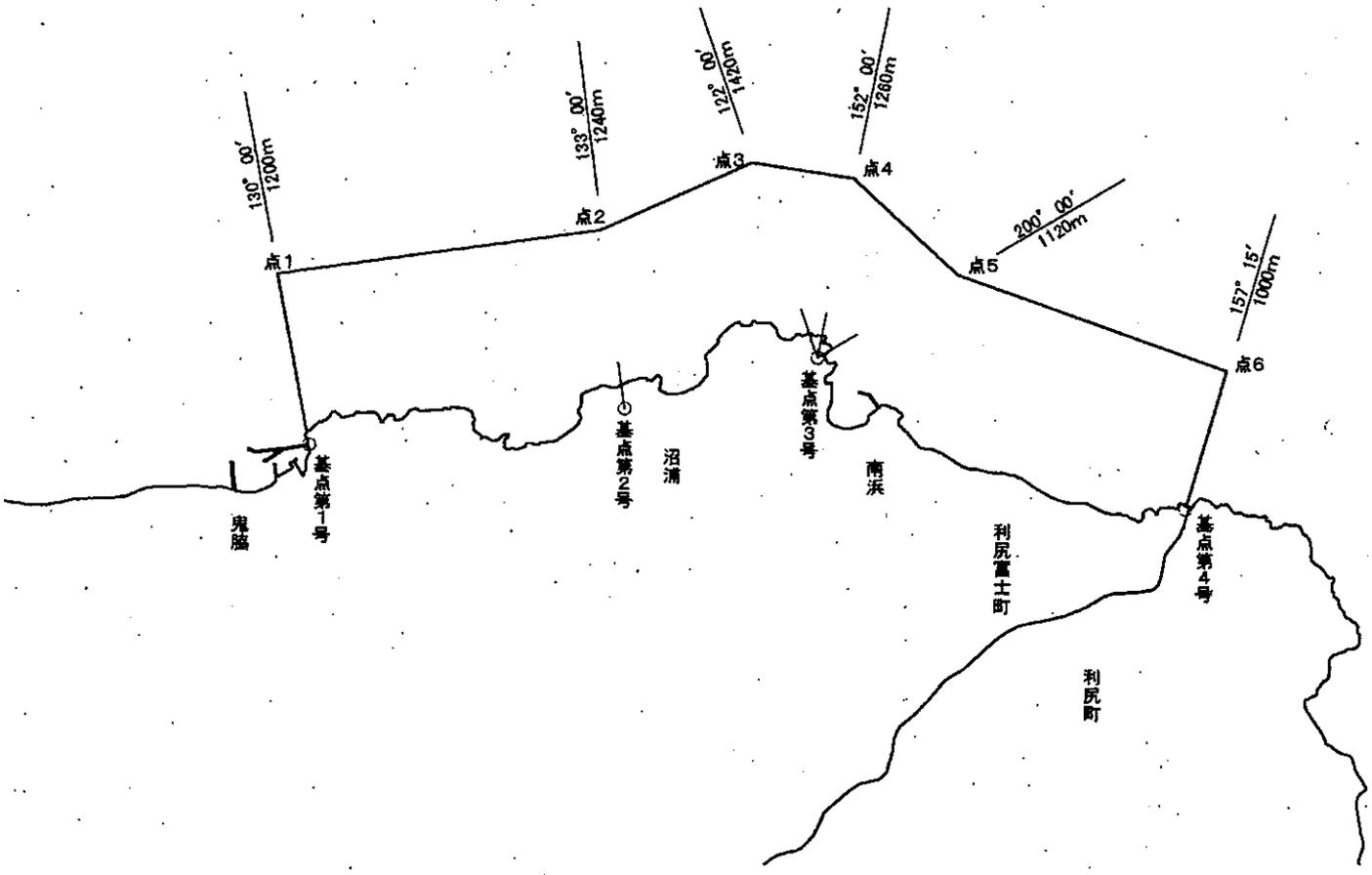
点2 基点第2号から 133度 00分 1,240メートルの点

点3 基点第3号から 122度 00分 1,420メートルの点

点4 基点第3号から 152度 00分 1,260メートルの点

点5 基点第3号から 200度 00分 1,120メートルの点

点6 基点第4号から 157度 15分 1,000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

利海区第1号

漁場の位置

利尻郡利尻町地先

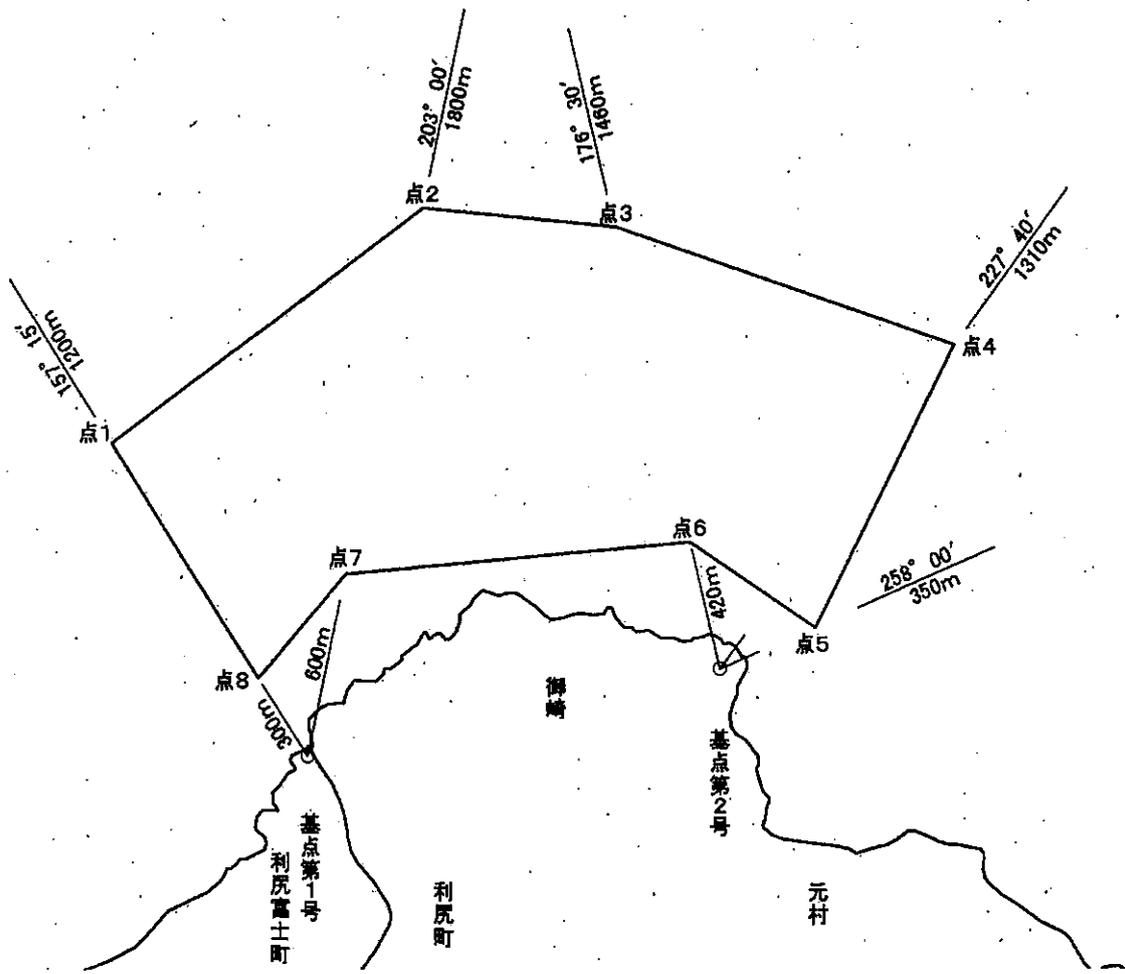
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(国土地理院三角点 仙法志へ)から204度00分 184メートルの点

点1	基点第1号から	157度 15分	1,200メートルの点
点2	基点第1号から	203度 00分	1,800メートルの点
点3	基点第2号から	176度 30分	1,460メートルの点
点4	基点第2号から	227度 40分	1,310メートルの点
点5	基点第2号から	258度 00分	350メートルの点
点6	基点第2号から	176度 30分	420メートルの点
点7	基点第1号から	203度 00分	600メートルの点
点8	基点第1号から	157度 15分	300メートルの点



区画漁業権免許漁場図

利海区第2号

漁場の位置

利尻郡利尻町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 13(国土地理院三角点 仙法志～)

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 22(国土地理院三角点 仙法志～)

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道三角点 補6～)

基点第4号 利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 213度 00分 1,230メートルの点

点2 基点第2号から 208度 30分 1,280メートルの点

点3 基点第2号から 248度 00分 1,660メートルの点

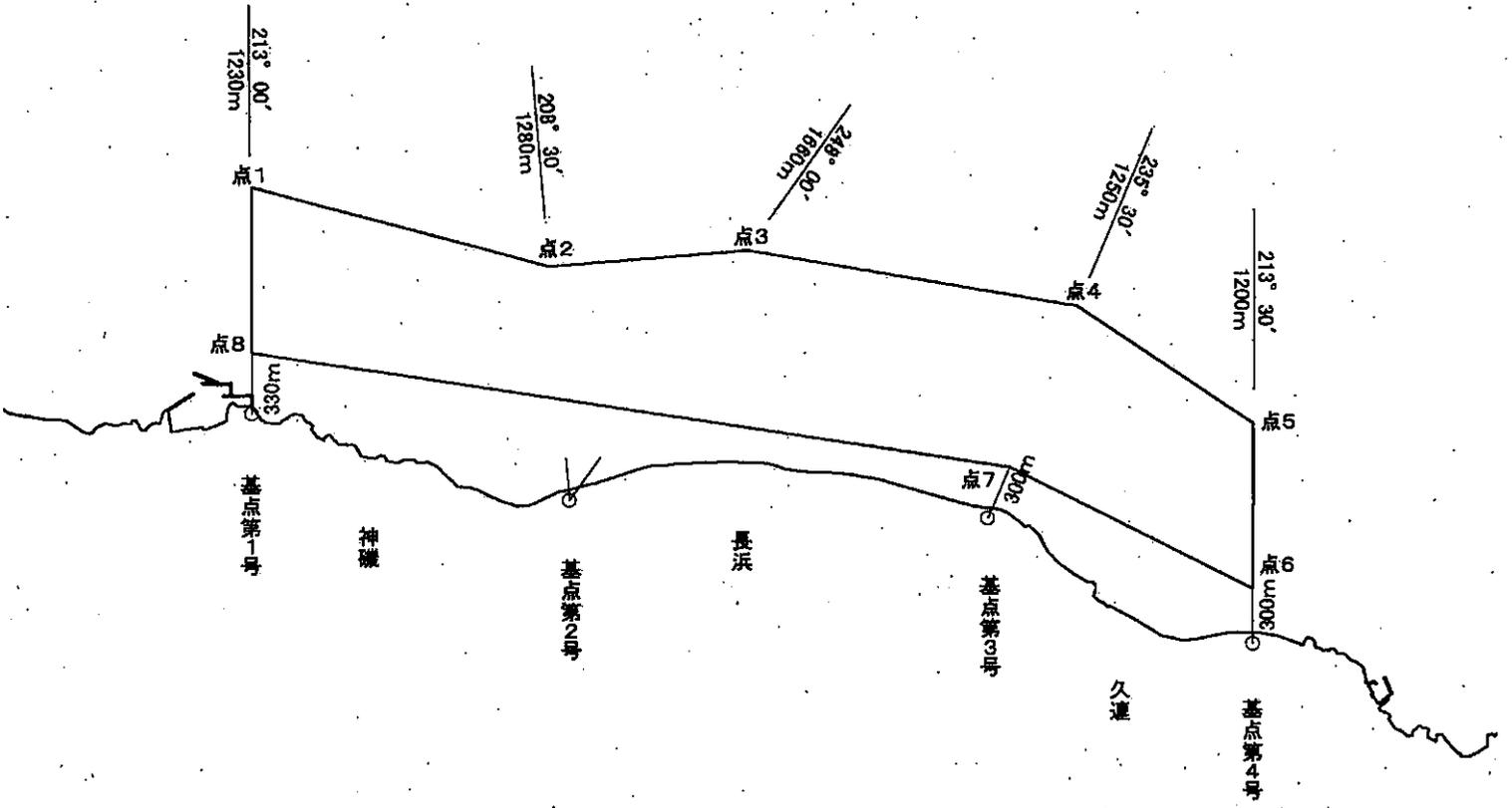
点4 基点第3号から 235度 30分 1,250メートルの点

点5 基点第4号から 213度 30分 1,200メートルの点

点6 基点第4号から 213度 30分 300メートルの点

点7 基点第3号から 235度 30分 300メートルの点

点8 基点第1号から 213度 00分 330メートルの点



区画漁業権免許漁場図

利海区第3号

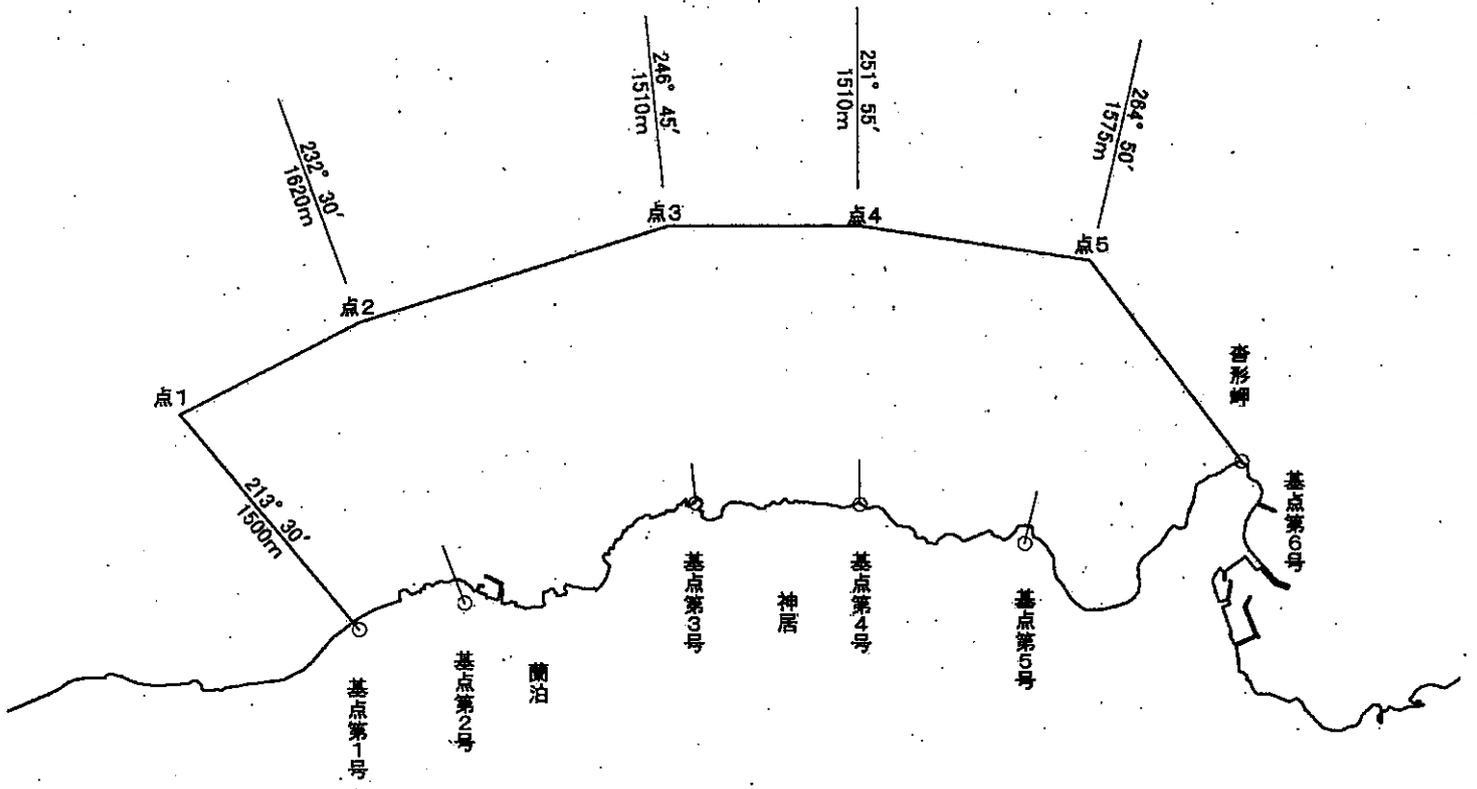
漁場の位置

利尻郡利尻町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第1号 利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第2号 北海道三角点 補5
基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道三角点 補5～)から
293度57分 112メートルの点
基点第4号 国土地理院三角点 沓形から251度55分 310メートルの点
基点第5号 北海道水産林務部図根点 No. 5(国土地理院三角点 沓形～)
基点第6号 北海道水産林務部図根点 No. 10(国土地理院三角点 沓形～)から
283度30分 50メートルの点
- 点1 基点第1号から 213度 30分 1,500メートルの点
点2 基点第2号から 232度 30分 1,620メートルの点
点3 基点第3号から 246度 45分 1,510メートルの点
点4 基点第4号から 251度 55分 1,510メートルの点
点5 基点第5号から 264度 50分 1,575メートルの点



区画漁業権免許漁場図

利海区第4号

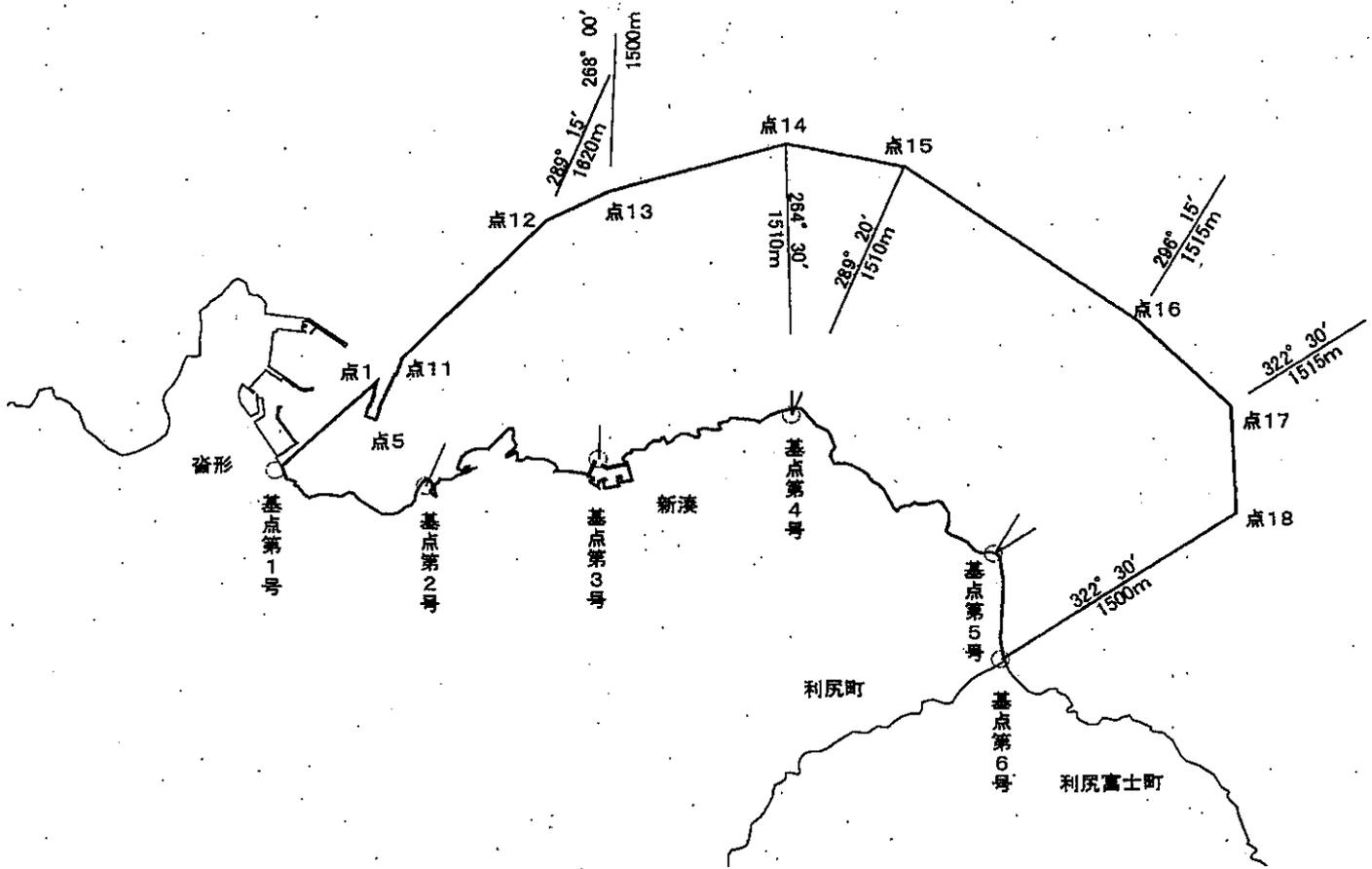
漁場の位置

利尻郡利尻町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

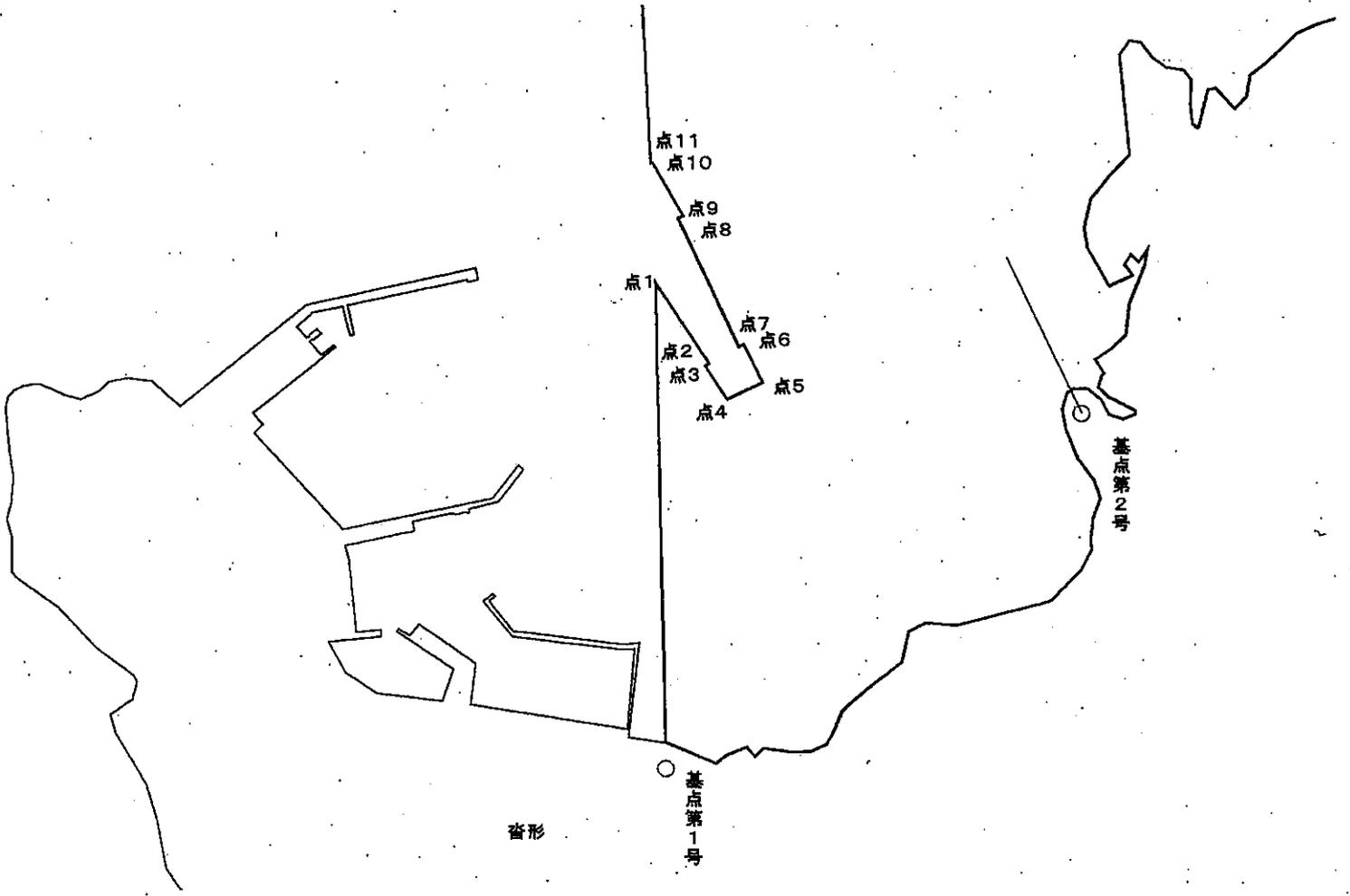
基点第1号	基点第2号から181度47分40秒	801メートルの点
基点第2号	北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水T1～)	
基点第3号	利尻新湊漁港南防波堤灯台 (北緯45度12分14.77秒 東経141度08分14.27秒)	
基点第4号	北海道水産林務部三角点 水T2から270度00分	370メートルの点
基点第5号	北海道水産林務部三角点 水T2から16度00分	1,180メートルの点
基点第6号	利尻町沓形と利尻富士町鷺泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点	
点1	基点第1号から 311度34分50秒	732.78メートルの点
点2	点1から 101度24分57秒	142.97メートルの点
点3	点2から 195度56分43秒	7.28メートルの点
点4	点3から 101度07分46秒	60.78メートルの点
点5	点4から 17度27分59秒	56.80メートルの点
点6	点5から 288度42分43秒	64.08メートルの点
点7	点6から 194度02分10秒	8.25メートルの点
点8	点7から 289度17分24秒	211.90メートルの点
点9	点8から 20度33分22秒	8.54メートルの点
点10	点9から 284度50分45秒	91.08メートルの点
点11	点10から 195度00分08秒	2.61メートルの点
点12	基点第2号から 289度15分	1,620メートルの点
点13	基点第3号から 268度00分	1,500メートルの点
点14	基点第4号から 264度30分	1,510メートルの点
点15	基点第4号から 289度20分	1,510メートルの点
点16	基点第5号から 296度15分	1,515メートルの点
点17	基点第5号から 322度30分	1,515メートルの点
点18	基点第6号から 322度30分	1,500メートルの点



扩大图沓形港

縮尺

1/10,000



区画漁業権免許漁場図

礼海区第1号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の基点第3号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水T11～)

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.8(北海道水産林務部三角点 水T11～)

基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T12～)

基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.12(北海道水産林務部三角点 水T12～)

点1 基点第2号から 64度 30分 330メートルの点

点2 基点第1号から 122度 00分 580メートルの点

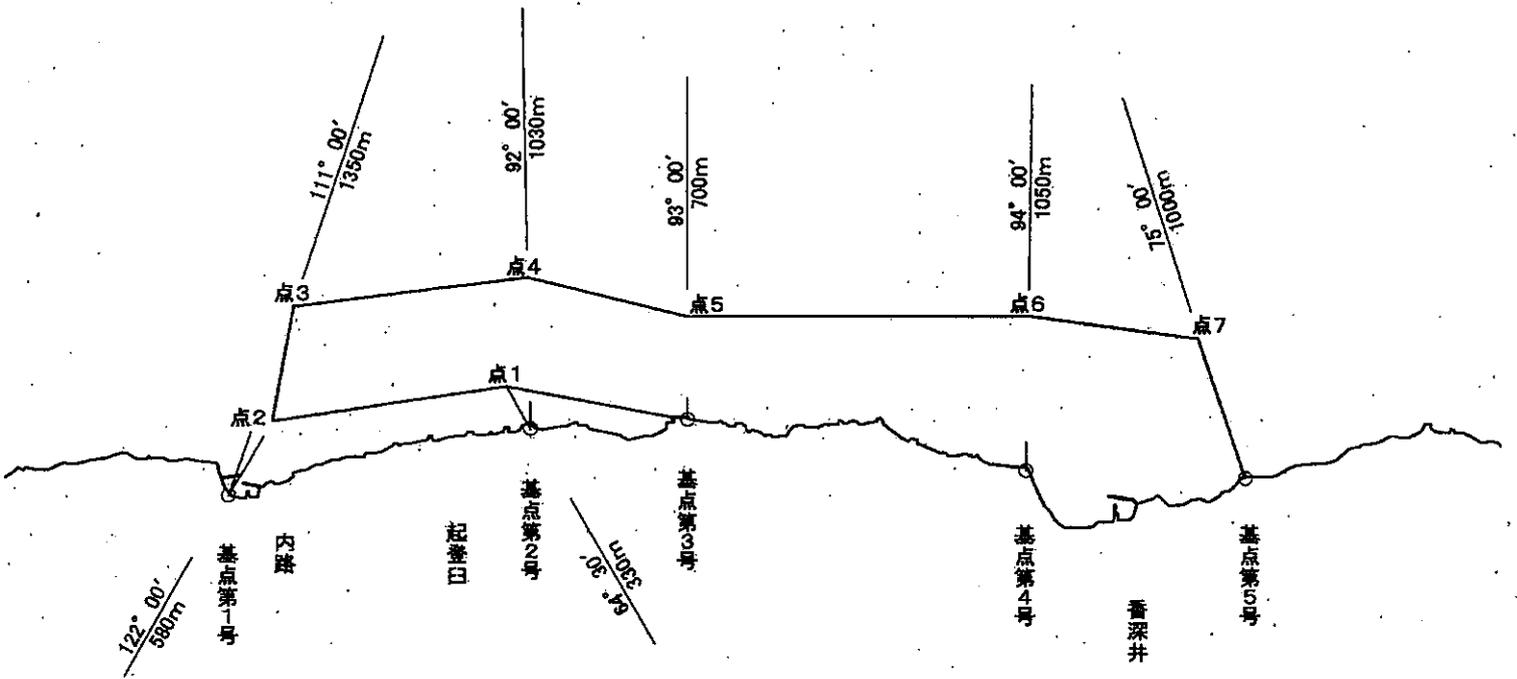
点3 基点第1号から 111度 00分 1,350メートルの点

点4 基点第2号から 92度 00分 1,030メートルの点

点5 基点第3号から 93度 00分 700メートルの点

点6 基点第4号から 94度 00分 1,050メートルの点

点7 基点第5号から 75度 00分 1,000メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第2号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T13

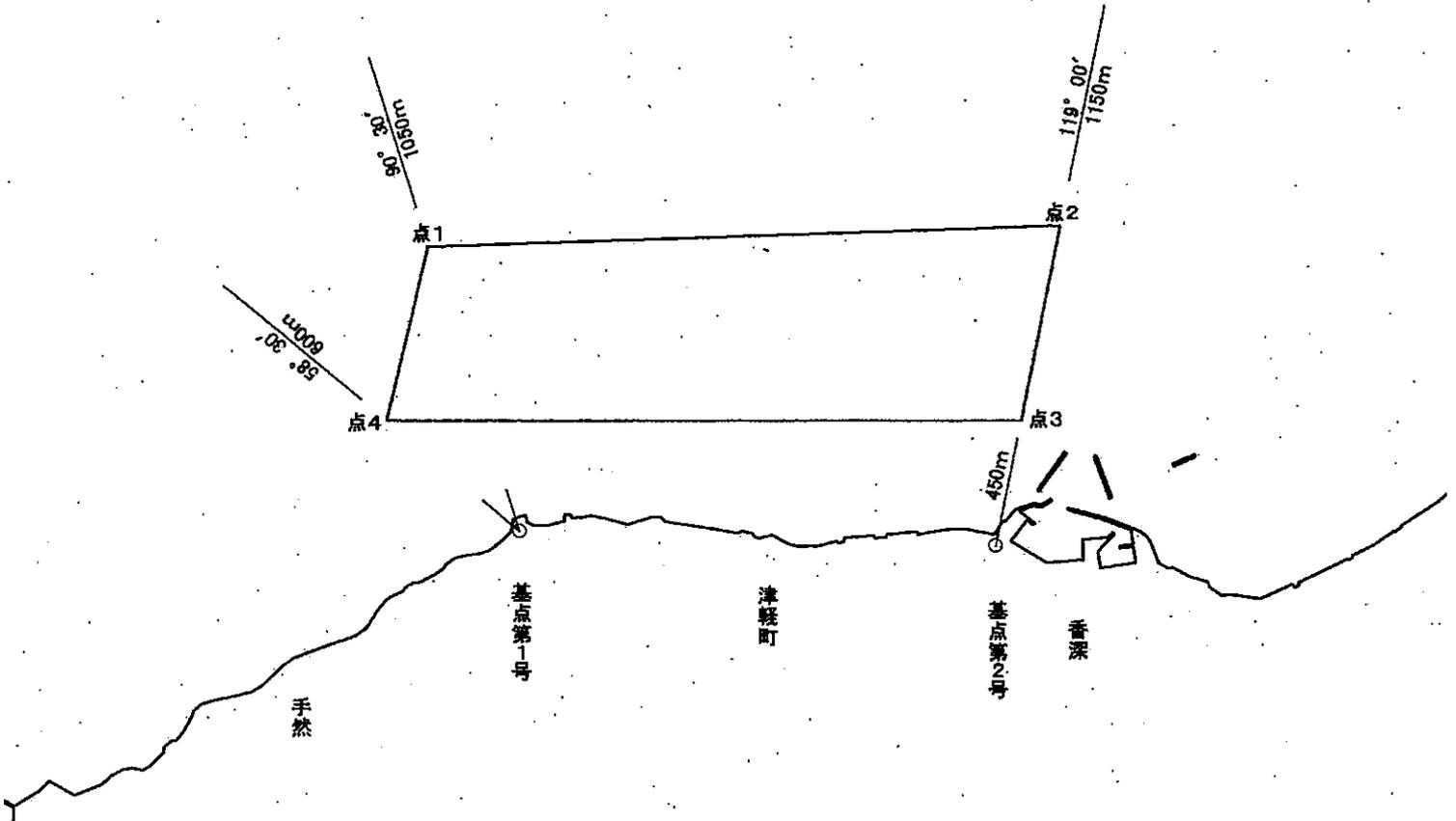
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水T13～)

点1 基点第1号から 90度 30分 1,050メートルの点

点2 基点第2号から 119度 00分 1,150メートルの点

点3 基点第2号から 119度 00分 450メートルの点

点4 基点第1号から 58度 30分 600メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第3号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水T13～)

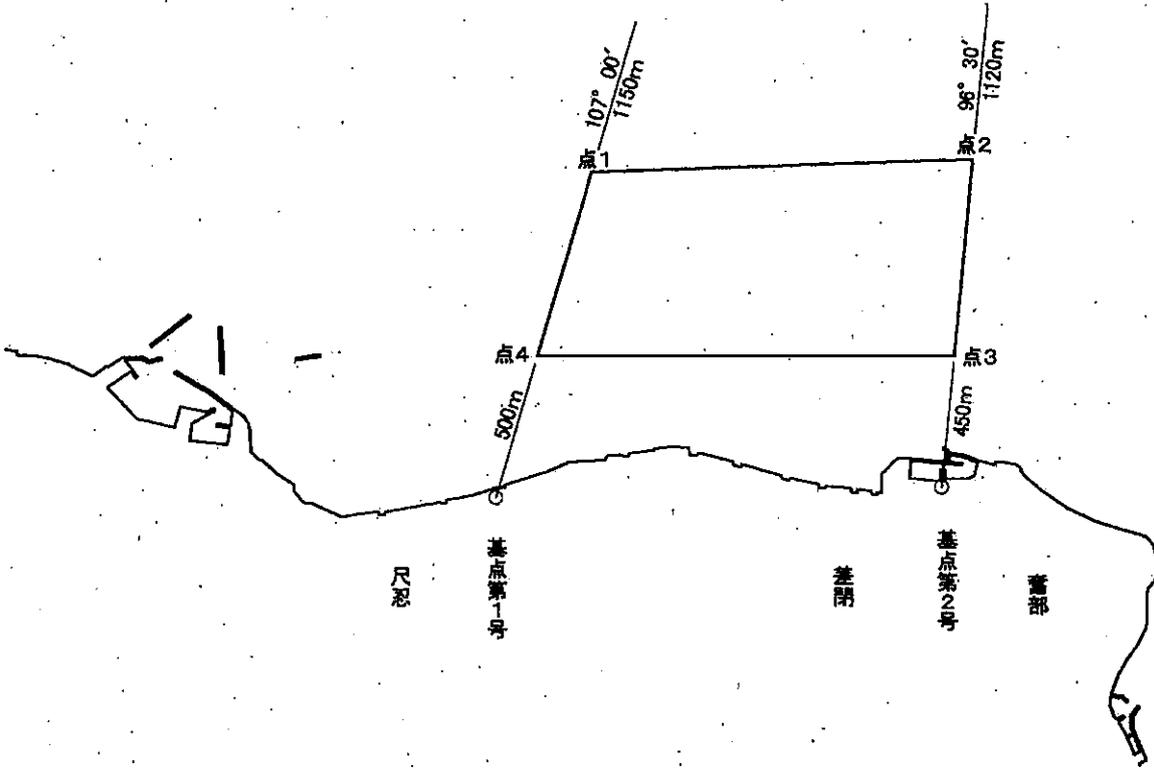
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.25(北海道水産林務部三角点 水T13～)

点1 基点第1号から 107度 00分 1,150メートルの点

点2 基点第2号から 96度 30分 1,120メートルの点

点3 基点第2号から 96度 30分 450メートルの点

点4 基点第1号から 107度 00分 500メートルの点



入口

新築第一号

差閉

新築第二号

新築

区画漁業権免許漁場図

礼海区第4号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.27(北海道水産林務部三角点 水T13～)

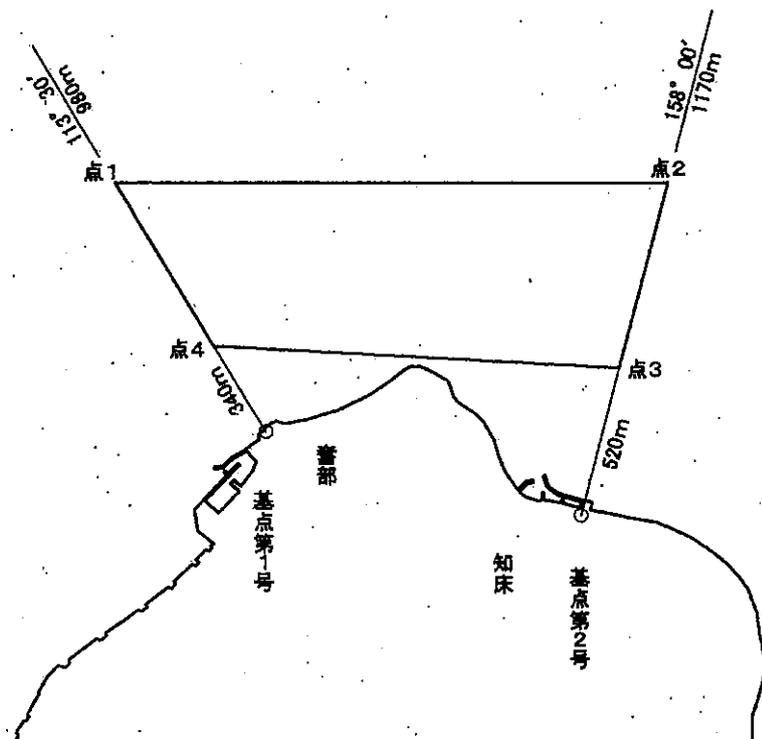
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水T14～)

点1 基点第1号から 113度 30分 980メートルの点

点2 基点第2号から 158度 00分 1,170メートルの点

点3 基点第2号から 158度 00分 520メートルの点

点4 基点第1号から 113度 30分 340メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第5号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

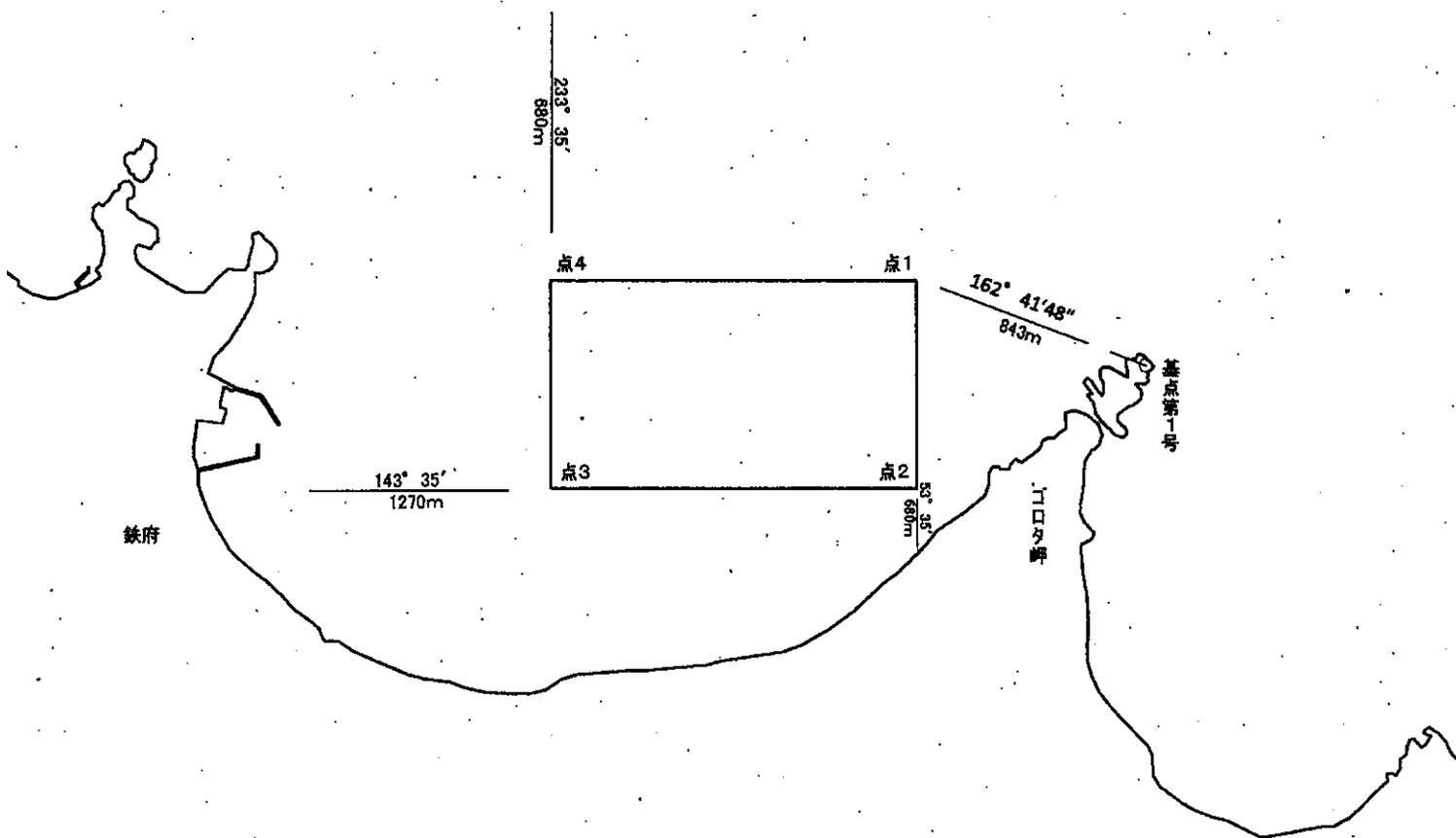
基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T5から325度30分 50メートルの点

点1 基点第1号から 162度41分48秒 843メートルの点

点2 点1から 53度35分00秒 680メートルの点

点3 点2から 143度35分 00秒 1, 270メートルの点

点4 点3から 233度35分00秒 680メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第6号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

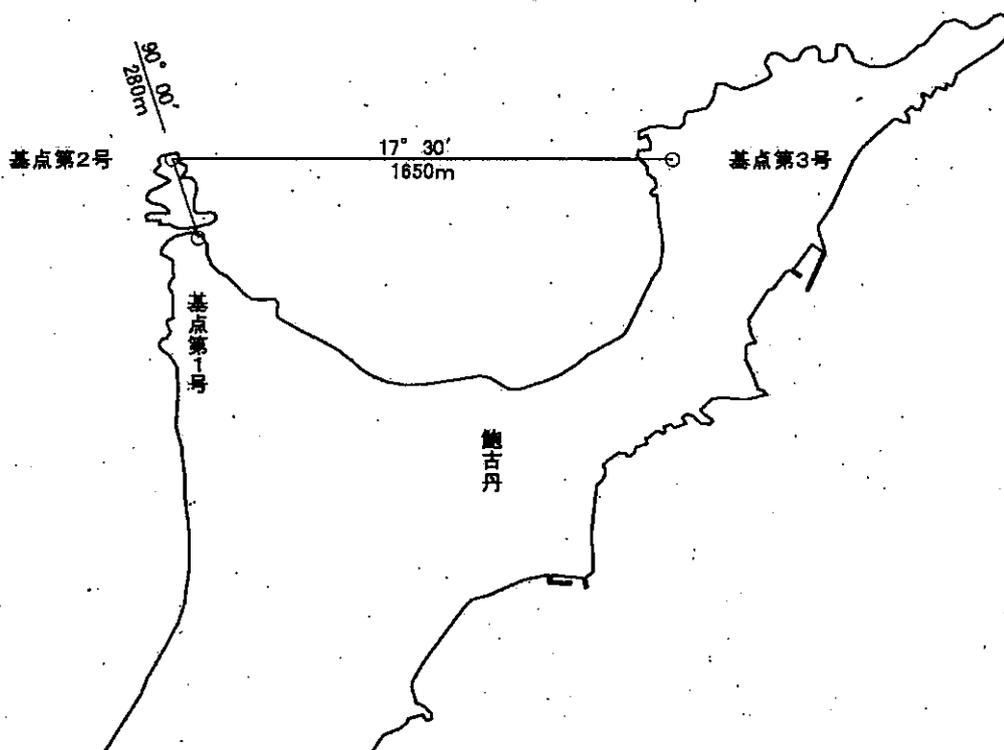
漁場の区域

次の基点第1号、基点第2号及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 基点第2号から90度00分 280メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T5から325度30分 50メートルの点

基点第3号 基点第2号から17度30分 1,650メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第7号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線、基点第3号、点1、点2及び基点第4号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T2から336度30分 190メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T1から111度00分 215メートルの点

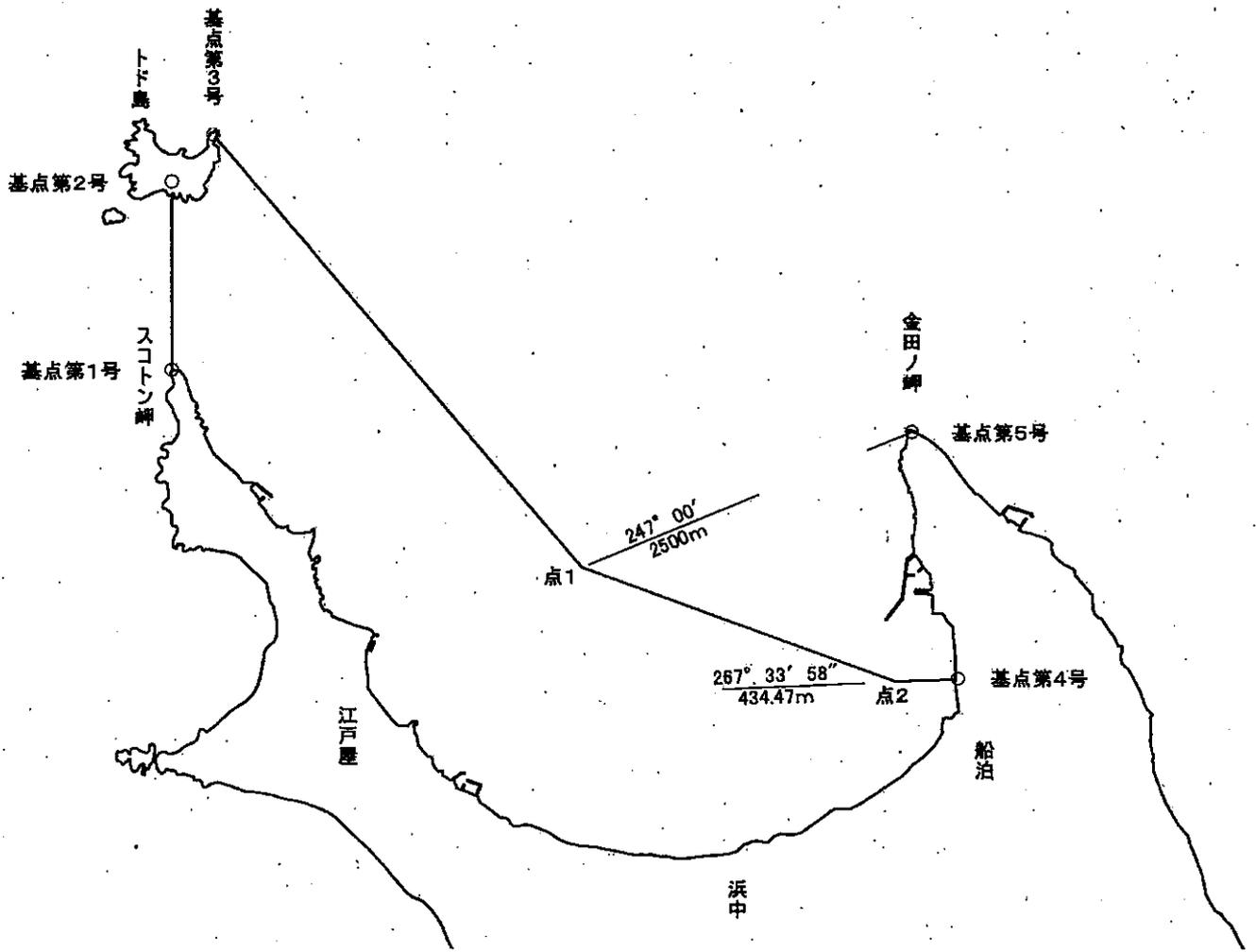
基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T1から62度30分 550メートルの点

基点第4号 船泊港北防波堤灯台
(北緯 45度27分00.84秒 東経 141度01分57.80秒)
から149度10分 720メートルの点

基点第5号 X=163052.82 Y=-95155.07 (座標系12系)

点1 基点第5号から 247度00分 2,500メートルの点

点2 基点第4号から 267度33分58秒 434.47メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第8号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T9～)

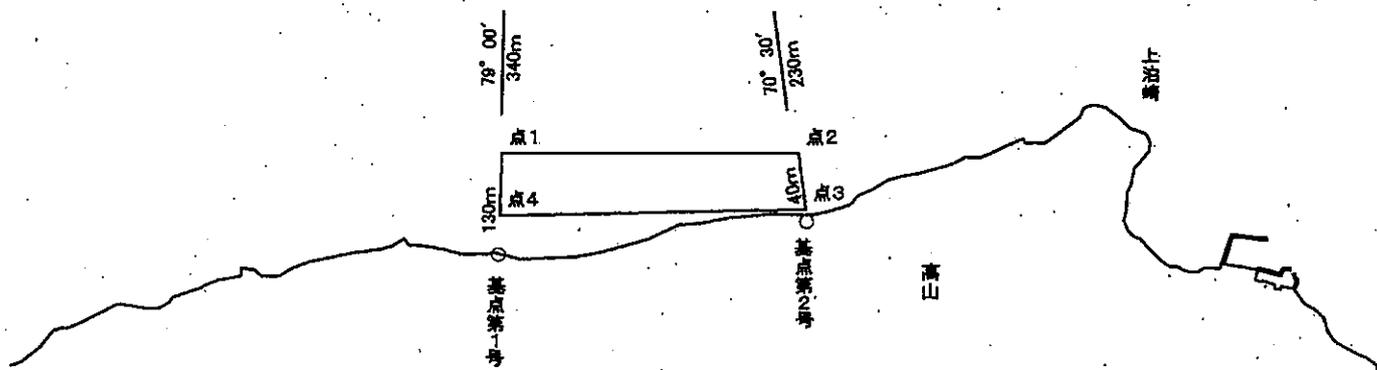
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T10から327度30分 990メートルの点

点1 基点第1号から 79度 00分 340メートルの点

点2 基点第2号から 70度 30分 230メートルの点

点3 基点第2号から 70度 30分 40メートルの点

点4 基点第1号から 79度 00分 130メートルの点



区画漁業権免許漁場図

礼海区第9号

漁場の位置

礼文郡礼文町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 赤岩から46度30分 750メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.4(国土地理院三角点 赤岩～)

点1 基点第1号から 93度 30分 420メートルの点

点2 基点第2号から 86度 00分 450メートルの点

点3 基点第2号から 86度 00分 160メートルの点

点4 基点第1号から 93度 30分 110メートルの点

